

## 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

### 1 目的

昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材について、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、代替品の調達や流通経路の見直し等、調達変更により必要となる経費を設計変更する運用等を定めることを目的とする。

### 2 対象工事

原則として全ての港湾工事とする。

### 3 対象資材

供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材

### 4 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、特記仕様書に本運用の対象であることを記載する。
- (2) 発注者は、対象資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、対象資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが事後、遅滞なく書面により協議するものとする。  
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
  - ①対象資材の代替資材を調達した場合
  - ②対象資材の流通経路を見直して調達した場合
  - ③対象資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (3) 発注者は、受注者から調達経費の変動について協議を受けた場合は、対象資材に該当するか否かの確認を行う。
- (4) 発注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督院に提出すること。発注者は、受注者から証明書類の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

### 5 積算方法

- (1) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。  
ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (2) 設計変更にかかる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (3) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（単価合意比率を考慮）  
材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。  
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (4) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

## 6 適用日

令和 8 年 7 月 30 日以降に公告する工事から適用する。

なお、令和 8 年 7 月 29 日以前に公告された工事（既契約工事を含む）についても受発注者間で協議が整ったものには適用する。